

都道府県・政令指定都市名	10 浜松市
--------------	--------

時点：2021年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民部UD・男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	浜松市UD・男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	2001年9月1日 根拠： 浜松市UD・男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	浜松市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2003年4月1日
構 成 員	10 人 (女性 6 人、男性 4 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2018 年 4 月 ~ 2025 年 3 月
名 称	第3次浜松市男女共同参画基本計画
改定・見直しの予定時期	2025年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	浜松市男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 暦)	2002年12月17日
	施 行 日(西 暦)	2003年4月1日
	最 終 改 正 日	2019年4月1日
	改 正 内 容	審議会委員の任期を2年から3年に変更した。
改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦)： 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況：	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)	2020年8月1日
目 標 値	(西暦) 2024 年度まで	35 %		
根 拠	第3次浜松市男女共同参画基本計画(2018年3月)			
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令または条例により設置されている審議会等			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(61)うち女性委員を含む審議会等数(57)	
			延総委員等数(1,377)延女性委員等数(450)	女性比率(32.7)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(61)うち女性委員を含む審議会等数(57)	
			延総委員等数(1,377)延女性委員等数(450)	女性比率(32.7)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(15)うち女性委員を含む審議会等数(15)	
			延総委員等数(476)延女性委員等数(120)	女性比率(25.2)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(3)	
			延総委員等数(48)延女性委員等数(7)	女性比率(14.6)
目標値以外の目標設定				
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	67 人	(2021 年 4 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他	〔 附属機関委員選任に係る事前協議の実施 〕	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)										
管理職総数		女 性 管 理 職 の 内 訳											
	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部長長相当職			次長相当職			課長相当職			
				(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
	(A)=(G+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	(D)	(%)	(E)	(F)	(%)	(G)	(H)	(%)	
本庁	計	220	21	9.5	38	2	5.3	57	3	5.3	125	16	12.8
	うち一般行政職	170	16	9.4	32	2	6.3	42	2	4.8	96	12	12.5
支庁・地方事務所等	計	45	4	8.9	7	2	28.6	14	0	0.0	24	2	8.3
	うち一般行政職	30	3	10.0	7	2	28.6	7	0	0.0	16	1	6.3
全体	計	265	25	9.4	45	4	8.9	71	3	4.2	149	18	12.1
	うち一般行政職	200	19	9.5	39	4	10.3	49	2	4.1	112	13	11.6
再掲	警察関係	0	0		0	0							
	教育委員会	20	4	20.0	1	0	0.0	4	0	0.0	15	4	26.7

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	423	69	16.3	555
	うち一般行政職	275	38	13.8	364	93	25.5
支庁・地方事務所等	計	235	26	11.1	265	76	28.7
	うち一般行政職	140	13	9.3	179	47	26.3
全体	計	658	95	14.4	820	247	30.1
	うち一般行政職	415	51	12.3	543	140	25.8
再掲	警察関係						
	教育委員会	69	24	34.8	73	57	78.1

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	37	4	10.8	112	12	10.7	70
	うち一般行政職	30	2	6.7	76	7	9.2	52	8	15.4
支庁・地方事務所等	計	8	1	12.5	43	6	14.0	29	7	24.1
	うち一般行政職	3	1	33.3	29	4	13.8	18	6	33.3
全体	計	45	5	11.1	155	18	11.6	99	20	20.2
	うち一般行政職	33	3	9.1	105	11	10.5	70	14	20.0
再掲	警察関係									
	教育委員会	4	0	0.0	13	5	38.5	4	4	100.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○					○					
補佐級	○					○					
係長級	○					○					

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験			
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	114	60	52.6
うち 上級	78	41	52.6
うち 一般行政職	70	35	50.0
うち 上級	57	26	45.6
うち 警察関係			
うち 上級			

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	浜松市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第1条 この要綱は、職務の円滑な遂行に資するため、浜松市職員が改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の姓を改めることをいう。以下同じ。)をした後も引き続き改姓前の姓(以下「旧姓」という。)を職務上使用することについて必要な事項を定める。

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2021年4月1日 2:その他(西暦)

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性数(人)	女性比率(%)		女性数(人)	女性比率(%)
23	2	8.7	3	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター		愛称・通称	あいホール	
設置年月日(西暦)	2013年11月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 433-8123 住 所: 静岡県浜松市中区幸三丁目3番1号 電話番号: 053-412-0351 FAX番号: 053-412-0377 ホームページ: https://www.ai-hall.com				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会グループ) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) ○ その他(特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会)				
職 員 数	常勤	1 人、	非常勤	7 人	予算額 2021年度 24,266 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 広報啓発(主な事項: 情報誌発行、ホームページ・SNS情報発信、市民フォーラム) ○ 2. 講座(主な事項: 人材育成講座、キャリア講座等) ○ 3. 相談事業(主な事項: 悩みごと相談、男性相談、女性法律相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 施設内での各種情報の掲示、図書の出出) ○ 5. 苦情処理(主な事項:) ○ 6. 交流促進(主な事項: 男女共同参画フェスタ、団体育成支援) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) ○ 9. 調査研究(主な事項:) ○ 10. その他(主な事項:)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等:	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容: }				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名称: 概要: } 7. その他 { 内容: }	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 ○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 { 内容: }
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	32,023	31,883	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0 %	0 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			○	○
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
3	役員に占める女性割合に関する項目	○	
4	管理職に占める女性割合に関する項目	○	
5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
6	その他「登用促進等」に関する項目		
7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
9	短時間正社員制度の導入	○	
10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
12	その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証制度(2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10)

→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 有	2	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査 調査結果報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	2	定期の場合 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画週間啓発パネル展示 ・ 女性に対する暴力をなくす運動啓発パネル展示 ・ DV防止啓発リーフレット・カード発行	男女共同参画週間期間中における啓発パネル展示 女性に対する暴力をなくす運動期間中における啓発パネル展示 DV及びデートDV防止啓発のためのリーフレット・カード等を発行	不特定多数 不特定多数 不特定多数	6月 11月 6月
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ こらぼ講座 ・ DV防止講演会	企業、学校、地域などで企画する学習会に講師を派遣 DV防止啓発のための講演会の開催	2000人 50人	通年 11月
4. 相談事業 ・ DV相談支援センター電話相談	DV相談専用ダイヤルの設置	不特定多数	通年
5. 情報収集・提供 ・			
6. 苦情処理 ・ 苦情処理検討委員制度	男女共同参画に係る人権侵害及び施策に関わる苦情に対応	不特定多数	通年
7. 交流促進 ・ 三遠南信地域女性交流事業	浜松市、豊橋市、飯田市の女性団体の交流促進	80人	未定
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・			
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ UD・男女共同参画提案事業 ・ 職員研修 ・ 附属機関会議開催時の託児支援 ・ 刊行物表現適正支援事業 ・ バス停上屋・屋外広告物審査	市民団体から男女共同参画推進を目的とした企画を募集して実施 UD・男女共同参画推進員研修、教職員初任者研修、新規採用職員研修の実施 育児世代の委員が会議に参加しやすいよう託児員を派遣 庁内作成の刊行物について男女共同参画の視点から助言 屋外広告物について男女共同参画の視点で審査	未定 300人 15人 — —	7～2月 10月、1月、2月 通年 通年 通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	浜松市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	1
規 則 名	浜松市議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第81条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	4	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()	
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名		
条本文文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等){ }
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 2

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦)(2020年8月1日)

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	33	1	3.0	
	市町村防災会議(委員のみ)	32	1	3.1	
	2 民生委員推薦会	10	4	40.0	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	9	4	44.4	
	4 地方社会福祉審議会	29	15	51.7	
	5 土地利用審査会	7	2	28.6	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	10	3	30.0	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 地方港湾審議会				
×	9 土地区画整理審議会				
	10 建築審査会	7	3	42.9	
	11 開発審査会	5	2	40.0	
	12 市町村都市計画審議会	13	3	23.1	
	13 介護認定審査会	275	71	25.8	
	14 精神医療審査会	17	5	29.4	
	15 市町村国民保護協議会	29	1	3.4	
×	16 地方独立行政法人評価委員会				
	17 感染症診査協議会	9	1	11.1	
×	18 市街地再開発審査会				
	19 障害支援区分認定審査会	20	4	20.0	
×	20 児童福祉審議会				
	21 行政不服審査会	3	1	33.3	
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
合 計		476	120	25.2	
女性委員0の審議会数		0			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	23	2	8.7	
6	固定資産評価審査委員会	9	2	22.2	
合 計		48	7	14.6	
女性委員0の委員会数		3			